

第九十四回 会 3	女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案	勝又武一君 一名 (三三〇)	三三〇	継続審査
第九十四回 会 5	学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案	勝又武一君 一名 (三二七)	三二七	継続審査

○社会労働委員会

内閣提出法律案（一件）

第九十四回 会 74	老人保健法案	提出	提出 月 日	本院に受領 又は（衆）へ 送付月日	参議院 委員会 託会 議決 議決	衆議院 委員会 託会 議決 議決	備考 本会議で趣旨説明聴取 五、二、二〇
			五、五、五	五、二、三	五、二、二〇	五、九、四	五、二、三 五、二、三
					継続審査		

国会の議決を求めるの件（一八件）

番号	件名	提出	提出月日	本院に受領又は(衆)へ送付月日	参議院		衆議院		備考	
第九十四回国会	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（鉄道労働組合関係）		五、五二六	受領 五、二〇二	付託 五、二〇二	議決 五、一〇、一〇〇 公共企業体等労働委員会の議定のとおり実施すること を承認	議決 五、一〇、一〇〇 公共企業体等労働委員会の議定のとおり実施すること を承認	付託 五、九二四	議決 五、一〇、二一九 公共企業体等労働委員会の議定のとおり実施すること を承認	議決 五、一〇、二一九 公共企業体等労働委員会の議定のとおり実施すること を承認
1	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（鉄道労働組合関係）		五、五二六	受領 五、二〇二	付託 五、二〇二	議決 五、一〇、一〇〇 公共企業体等労働委員会の議定のとおり実施すること を承認	議決 五、一〇、一〇〇 公共企業体等労働委員会の議定のとおり実施すること を承認	付託 五、九二四	議決 五、一〇、二一九 公共企業体等労働委員会の議定のとおり実施すること を承認	議決 五、一〇、二一九 公共企業体等労働委員会の議定のとおり実施すること を承認
2	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄労働組合関係）		五、五二六	受領 二〇二	付託 二〇二	議決 一〇、一〇〇 公共企業体等労働委員会の議定のとおり実施すること を承認	議決 一〇、一〇〇 公共企業体等労働委員会の議定のとおり実施すること を承認	付託 九、二四	議決 一〇、二一九 公共企業体等労働委員会の議定のとおり実施すること を承認	議決 一〇、二一九 公共企業体等労働委員会の議定のとおり実施すること を承認
3	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄動力車労働組合関係）		五、五二六	受領 二〇二	付託 二〇二	議決 一〇、一〇〇 公共企業体等労働委員会の議定のとおり実施すること を承認	議決 一〇、一〇〇 公共企業体等労働委員会の議定のとおり実施すること を承認	付託 九、二四	議決 一〇、二一九 公共企業体等労働委員会の議定のとおり実施すること を承認	議決 一〇、二一九 公共企業体等労働委員会の議定のとおり実施すること を承認
4	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全国鉄施設労働組合関係）		五、五二六	受領 二〇二	付託 二〇二	議決 一〇、一〇〇 公共企業体等労働委員会の議定のとおり実施すること を承認	議決 一〇、一〇〇 公共企業体等労働委員会の議定のとおり実施すること を承認	付託 九、二四	議決 一〇、二一九 公共企業体等労働委員会の議定のとおり実施すること を承認	議決 一〇、二一九 公共企業体等労働委員会の議定のとおり実施すること を承認
5	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全国鉄動力車労働組合連合会関係）		五、五二六	受領 二〇二	付託 二〇二	議決 一〇、一〇〇 公共企業体等労働委員会の議定のとおり実施すること を承認	議決 一〇、一〇〇 公共企業体等労働委員会の議定のとおり実施すること を承認	付託 九、二四	議決 一〇、二一九 公共企業体等労働委員会の議定のとおり実施すること を承認	議決 一〇、二一九 公共企業体等労働委員会の議定のとおり実施すること を承認
6	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄千葉動力車労働組合関係）		五、五二六	受領 二〇二	付託 二〇二	議決 一〇、一〇〇 公共企業体等労働委員会の議定のとおり実施すること を承認	議決 一〇、一〇〇 公共企業体等労働委員会の議定のとおり実施すること を承認	付託 九、二四	議決 一〇、二一九 公共企業体等労働委員会の議定のとおり実施すること を承認	議決 一〇、二一九 公共企業体等労働委員会の議定のとおり実施すること を承認



番号	件名	提出	提出月日	送付月日	本院に受領又は(衆)へ送付月日	参議院	衆議院	備考
第九十四回国会 13	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めらるるの件(全林野労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員(常動作業員の処遇を受ける者を除く。)&及び定期作業員」)		五六、五二六	受領 五六、二〇二九	五六、二〇二九	五六、一〇、三〇 公共企業体等労働委員会の議定のとおり実施すること を承認	五六、一〇、二九 公共企業体等労働委員会の議定のとおり実施すること を承認	
第九十四回国会 14	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めらるるの件(日本林業労働組合関係「定員内職員及び常動作業員(常動作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。)」)		五二六	受領 二〇二九	二〇二九	一〇、三〇 公共企業体等労働委員会の議定のとおり実施すること を承認	一〇、三〇 公共企業体等労働委員会の議定のとおり実施すること を承認	
第九十四回国会 15	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めらるるの件(日本林業労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員(常動作業員の処遇を受ける者を除く。)&及び定期作業員」)		五二六	受領 二〇二九	二〇二九	一〇、三〇 公共企業体等労働委員会の議定のとおり実施すること を承認	一〇、二九 公共企業体等労働委員会の議定のとおり実施すること を承認	
第九十四回国会 16	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めらるるの件(全印刷局労働組合関係)		五二六	受領 二〇二九	一〇二九	一〇、三〇 公共企業体等労働委員会の議定のとおり実施すること を承認	一〇、三〇 公共企業体等労働委員会の議定のとおり実施すること を承認	
第九十四回国会 17	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めらるるの件(全造幣労働組合関係)		五二六	受領 二〇二九	二〇二九	一〇、三〇 公共企業体等労働委員会の議定のとおり実施すること を承認	一〇、二九 公共企業体等労働委員会の議定のとおり実施すること を承認	
第九十四回国会 18	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めらるるの件(アルコール専売労働組合関係)		五二六	受領 二〇二九	二〇二九	一〇、三〇 公共企業体等労働委員会の議定のとおり実施すること を承認	一〇、二九 公共企業体等労働委員会の議定のとおり実施すること を承認	

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（鉄道労働組合関係）（第九十四回国会閣議第一号）外一七件（いずれも衆議院送付）

九十四回国会 五六、五、二六 内閣提出  
衆継続審査

九十五回国会 五六、一〇、二九 衆議決

一〇、三〇 参議決

### 要旨

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（鉄道労働組合関係）（第九十四回国会閣議第一号）

同（国鉄労働組合関係）（第九十四回国会閣議第二号）

同（国鉄動力車労働組合関係）（第九十四回国会閣議第三号）

同（全国鉄施設労働組合関係）（第九十四回国会閣議第四号）

同（全国鉄動力車労働組合連合会関係）（第九十四回国会閣議第五号）

同（国鉄千葉動力車労働組合関係）（第九十四回国会閣議第六号）

一、各件は、右の各組合の要求に係る昭和五十六年新賃金に関する紛争について行つた公共企業体等労働委員会の裁定の実施が、現状においては予算上可能であるとは断定できないものとして、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求めてきたものである。

二、各裁定は、日本国有鉄道の公共企業体等労働関係法上の職員の基準内賃金を、昭和五十六年四月一日以降、一人当たり、同日現在の基準内賃金の三・八一パーセント相当額に二千八百八十円を加えた額一万二千三百三十三円の原資をもつて引き上げるものである。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全国電気通信労働組合関係）（第九十四回国会閣議第七号）

同（日本電信電話労働組合関係）（第九十四回国会閣議第八号）

一、各件は、右の各組合の要求に係る昭和五十六年新賃金に関する紛争について行つた公共企業体等労働委員会の裁定の実施が、現状においては予算上可能である

とは断定できないものとして、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求めたものである。

二、各裁定は、日本電信電話公社の公共企業体等労働関係法上の職員の基準内賃金を、昭和五十六年四月一日以降、一人当たり、同日現在の基準内賃金の三・八一パーセント相当額に二千八百八十円を加えた額九千五百五十二円の原資をもつて引き上げるものである。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全専売労働組合関係）（第九十四回国会閣議第九号）

一、本件は、右の組合の要求に係る昭和五十六年新賃金に関する紛争について行つた公共企業体等労働委員会の裁定の実施が、現状においては予算上可能であると断定できないものとして、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求めたものである。

二、本裁定は、日本専売公社の公共企業体等労働関係法上の職員の基準内賃金を、昭和五十六年四月一日以降、

一人当たり、同日現在の基準内賃金の三・八一パーセント相当額に二千八百八十円を加えた額九千七百六十一円の原資をもつて引き上げるものである。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全通信労働組合関係）（第九十四回国会閣議第一〇号）  
同（全日本郵政労働組合関係）（第九十四回国会閣議第一一号）

一、各件は、右の各組合の要求に係る昭和五十六年新賃金に関する紛争について行つた公共企業体等労働委員会の裁定の実施が、現状においては予算上可能であるとは断定できないものとして、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求めたものである。

二、各裁定は、郵政省所属の公共企業体等労働関係法上の職員の基準内賃金を、昭和五十六年四月一日以降、一人当たり、同日現在の基準内賃金の三・八一パーセント相当額に二千八百八十円を加えた額九千六百七十八円の原資をもつて引き上げるものである。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全林野労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員（常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。）」（第九十四回国会閣議第一二二号）

同（全林野労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員（常勤作業員の処遇を受ける者を除く。）及び定期作業員」（第九十四回国会閣議第一三三号）

同（日本林業労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員（常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。）」（第九十四回国会閣議第一四号）

同（日本林業労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員（常勤作業員の処遇を受ける者を除く。）及び定期作業員」（第九十四回国会閣議第一五号）

一、各件は、右の各組合の要求に係る昭和五十六年新賃金に関する紛争について行つた公共企業体等労働委員会  
の裁定の実施が、現状においては予算上可能である  
とは断定できないものとして、公共企業体等労働関係  
法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求めて  
きたものである。

二、各裁定は、林野庁所屬の公共企業体等労働関係法上

の職員のうち、定員内職員及び常勤作業員（常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。）の基準内賃金を、昭和五十六年四月一日以降、一人当たり、同日現在の基準内賃金の三・八一パーセント相当額に二千八百八十円を加えた額一万四百七十八円の原資をもつて引き上げるとともに、基幹作業職員、常用作業員（常勤作業員の処遇を受ける者を除く。）及び定期作業員の基準内賃金を、昭和五十六年四月一日以降、一人当たり、月額九千八百七十九円の原資をもつて引き上げるものである。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全印刷局労働組合関係）（第九十四回国会閣議第一六号）

一、本件は、右の組合の要求に係る昭和五十六年新賃金に関する紛争について行つた公共企業体等労働委員会  
の裁定の実施が、現状においては予算上可能であると  
は断定できないものとして、公共企業体等労働関係法  
第十六条第二項の規定により、国会の議決を求めてき  
たものである。

二、本裁定は、大蔵省印刷局所属の公共企業体等労働関係法上の職員の基準内賃金を、昭和五十六年四月一日以降、一人当たり、同日現在の基準内賃金の三・八一パーセント相当額に二千八百八十円を加えた額九千八百九十五円の原資をもつて引き上げるものである。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全造幣労働組合関係）（第九十四回国会閣議第一七号）

一、本件は、右の組合の要求に係る昭和五十六年新賃金に関する紛争について行つた公共企業体等労働委員会の裁定の実施が、現状においては予算上可能であると断定できないものとして、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求めてきたものである。

二、本裁定は、大蔵省造幣局所属の公共企業体等労働関係法上の職員の基準内賃金を、昭和五十六年四月一日以降、一人当たり、同日現在の基準内賃金の三・八一パーセント相当額に二千八百八十円を加えた額九千八百九十五円の原資をもつて引き上げるものである。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（アルコール専売労働組合関係）（第九十四回国会閣議第一八号）

一、本件は、右の組合の要求に係る昭和五十六年新賃金に関する紛争について行つた公共企業体等労働委員会の裁定の実施が、現状においては予算上可能であると断定できないものとして、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求めてきたものである。

二、本裁定は、アルコール専売事業所属の公共企業体等労働関係法上の職員の基準内賃金を、昭和五十六年四月一日以降、一人当たり、同日現在の基準内賃金の三・八一パーセント相当額に二千八百八十円を加えた額一万三百六十一円の原資をもつて引き上げるものである。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（鉄道労働組合関係）外十七件につきまして、社会労働委員会



における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。  
 各件は、公共企業体等労働関係法に基づき、三公社五現業の職員の基準内賃金を、昭和五十六年四月一日以降、基準内賃金の三・八一%相当額に二千八百八十円を加えた額の原資をもって引き上げること等を内容とする本年五月十六日の仲裁裁定の実施について、国会の議決を求めるものであります。  
 委員会におきましては、採決の結果、各件はいずれも全

会一致をもって公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実施することを承認すべきものと議決いたしました。  
 以上、御報告いたします。

○商工委員会

本院議員提出法律案（一件）

第九十四回国会 7	番号	件名	提出者 (月 日)	予備送衆へ提 付月日出月日	参議院 付託 議決	衆議院 付託 議決	備考
		下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案	市川正一君 (外一名) (五、四、九)		五、四、九 議決	継続審査	